

第4章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策の背景

現在、わが国の子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国のなかでも最悪の水準にあり、2015（平成27）年の「子どもの貧困率」は13.9%と、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。岐阜県においては2018（平成30）年調査にて、全国値よりも低いものの、7.2%（約14人に1人）であることが分かりました。

こうした貧困状況にある子どもは、医療や食事等の生活習慣、学習、進学等のさまざまな場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることも明らかになってきました。

このような背景から、児童の権利に関する条約*の精神にのっとり、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身共に健やかに育成され、またその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2014（平成26）年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました（2019（令和元）年6月一部改正）。

本市では、全児童生徒の12.6%にあたる生活保護要保護児童生徒数250人及びこれに準ずる程度に困窮している児童生徒数3,724人（2018（平成30）年度）に対して、経済的理由により児童・生徒の保護者を援助する就学援助費が支給されています。また、ひとり親家庭等に支給される（所得制限あり）児童扶養手当の受給者は3,145世帯（2018（平成30）年度）です。

2018（平成30）年に実施した「岐阜市ひとり親家庭生活実態調査」では、ひとり親家庭における貧困率は51.1%であり、生活に必要なものを購入できる最低限の収入以下で暮らす世帯が過半数という厳しい実態が分かりました。また、所得が低いほど大学進学を受けさせることができないと考えている世帯も多い状況にあります。

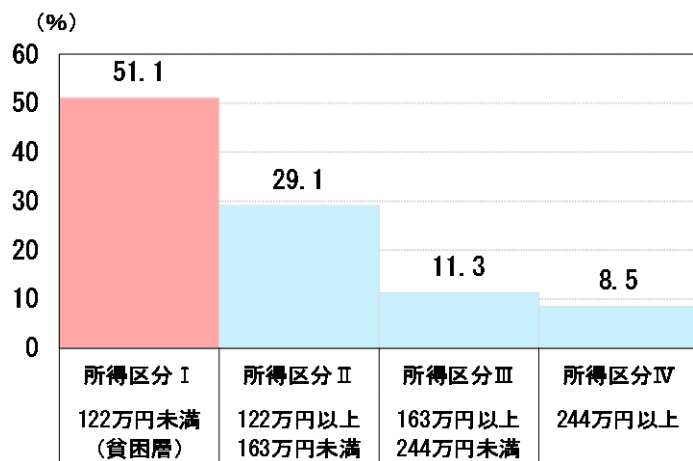
このような現状を踏まえ、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるように、子どもの権利保障の観点から子どもの最善の利益を第一に考え、学校や地域、行政等の関係機関が連携し、総合的な支援を実施していくために、本章を「岐阜市子どもの貧困対策計画」として策定します。

また、本章はSDGsのゴール1“貧困をなくそう”の目標に関連づけて取り組みます。

■ひとり親家庭の生活状況

① 所得区分と貧困率

ひとり親家庭の所得区分と貧困率については、「所得区分Ⅰ（122万円未満）」が51.1%と最も多くなっています。本調査は、児童扶養手当受給資格者（全部停止者を含む）が対象であり、所得制限等の要件があることを考慮しても、ひとり親家庭における生活の厳しさがうかがえます。

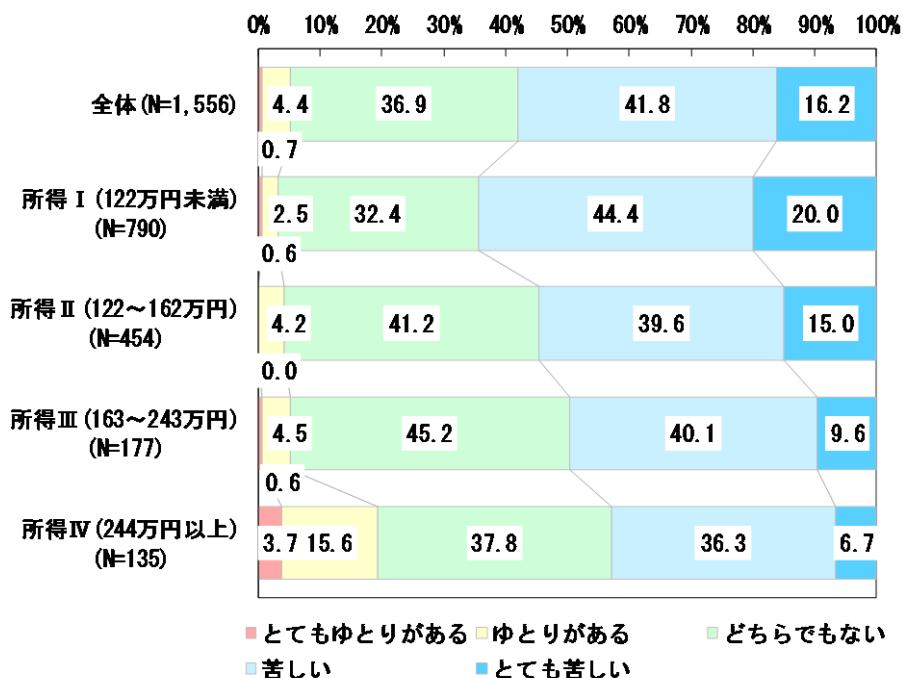


(N=1,596、回答なしによる算出不可を除く)

資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

② 所得別生活状況

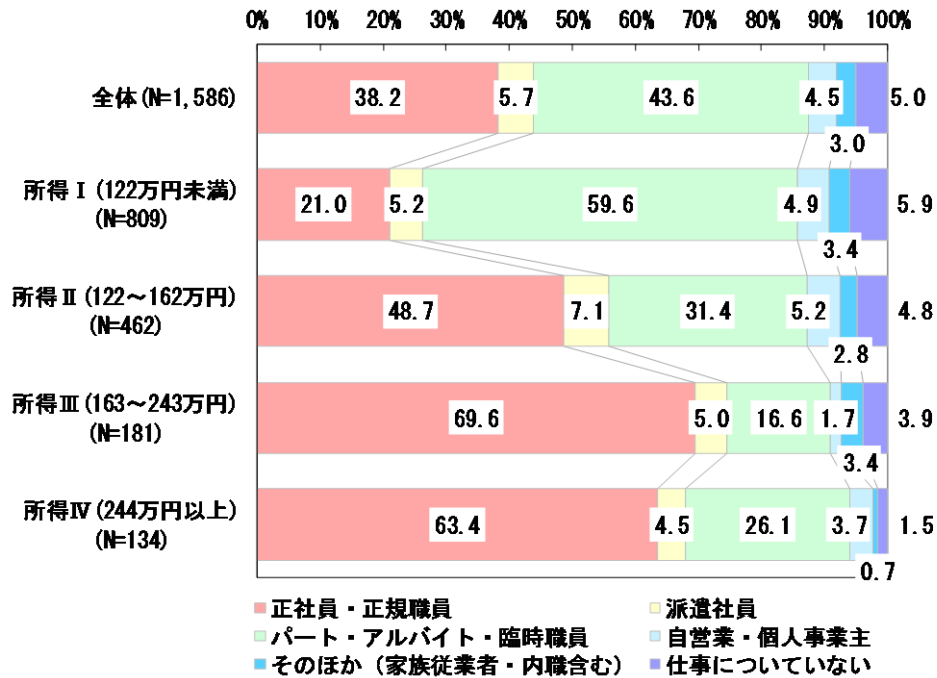
ひとり親家庭の暮らしの状況については、「苦しい」が41.8%で最も多く、「とても苦しい」の16.2%と合わせて、半数以上が生活状況は苦しいと感じています。所得ごとでは、所得水準が高くなるほど「ゆとりがある」との回答割合は上昇する傾向にあります。一方、所得Ⅰでは、「苦しい」と「とても苦しい」を合わせて6割を超えており、所得が生活に大きな影響を与えていることが分かります。



資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

③ 所得別雇用形態

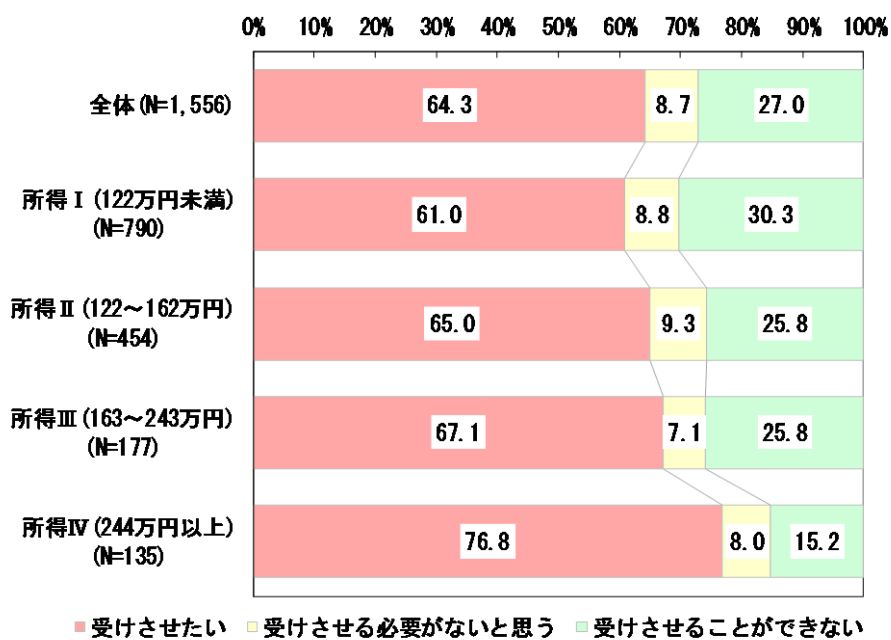
所得別の雇用形態をみると、所得が低いほど、「パート・アルバイト・臨時職員」といった非正規雇用が多く、所得が高くなるにつれて「正社員・正規職員」が高くなっています。特に所得Ⅰの区分では非正規雇用が半数と大きく上回っています。



資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

④ 所得別大学進学

大学進学の可否について所得別にみると、所得が低いほど、「受けさせることができない」との回答が多くなる傾向がみられており、所得によって子どもの進学に制約が生じる可能性が高いと考えられます。



資料：2018年度岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

2 子どもの貧困対策の基本的な考え方

(1) 基本的な視点

貧困状況にある子どもや家庭の実態は、見えにくく捉えづらい状況があります。貧困の自覚がなく自分から支援を求めないことや、何らかの事情で支援制度の適用条件にあてはまらない家庭、支援が必要な状況にもかかわらず、積極的に利用しつけない等の状況もみられます。また、近所付き合いがなく地域の目が届かないことや、自治体の情報を積極的に得ようとせず社会的に孤立しやすい傾向があります。このような支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭にいかにつなぐかといった視点が必要です。

また、貧困の状況にある家庭では、さまざまな要因により子どもが希望や意欲がそがれやすく、生活習慣や健康管理、学習意欲、自己肯定感の低下など、さまざまな影響を及ぼします。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという意識をもち、子どものことを第一に考え、さまざまな場面で早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。

(2) 基本目標

① 妊娠・出産～子どもが自立に至るまでの“切れ目のない支援”

親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業、就職して社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援を実施します。子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を実施するために、関係機関等にて必要な情報を共有し、連携します。

② “気づく・つなぐ・寄り添う”支援体制づくり

貧困状況にある子どもや家庭の状況は複雑であり、困窮度が高くても十分な支援を受けられない場合があります。子どもに接するあらゆる機会を通じて困難を抱え、声を上げられない子どもや家庭に気づき、必要な支援や専門機関につなげ、地域で見守り手助けしていく体制づくりを推進します。

③ “貧困の連鎖を断ち切る”ための総合的な支援

貧困状況にある子どもは、成長過程で必要となる教育や体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況があります。

すべての子どもが夢や希望の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるように、市民・NPO等の市民団体・関係機関・行政等が積極的に連携し、早期に総合的な支援を実施します。

(3) 取り組み方針

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の連鎖につながらないように、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を踏まえた、子どものことを第一に優先するという視点で、総合的な取り組みを実施します。

また、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を実施するとともに、学校や地域、行政等の関係機関が連携し、困難を抱える子どもや家庭に気づき、必要な支援につなげる支援体制を整えます。

3 子どもの貧困対策の取り組み

(1) 教育の支援

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会均等が図られるよう、学習支援や就園・就学に対する支援を実施します。

No.	取り組み
32	寄り添い型学習支援等事業 教育課程に課題があったり、学力の遅れなどの問題を抱えている生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小・中学生及び高校生を対象に「ぎふ学習支援ネットワーク」が提供する各教室において学習支援や生活支援を行います。
	スクールソーシャルワーカー 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の相談・対応事案において、園・学校及び外部関係機関との連携が必要な場合に、拡大ケース検討会議の企画・運営を行います。
35	実費徴収に係る補足給付事業 低所得で生計が困難である者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
	就学援助 小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
37	育英資金貸付 経済的理由により、就学困難な生徒又は学生に対し、月々の奨学金や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。
	家庭教育に関する学習機会の充実 子どもの心やからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助けあい見識を深めることができる“心の教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
103	子どもの生活・学習支援事業の実施 ひとり親家庭の小・中学生を対象に大学生ボランティアが家庭を訪問し、生活習慣の獲得や学習習慣の定着をめざします。
	公民館活動による児童の育成 50の公民館にて開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座、また子どもを対象にした映画会・音楽会、科学講座等を、参加費無料（料理教室等は実費）で実施します。
162	ひとり親家庭等に対する給付型奨学金 ひとり親家庭等の子どもが経済的理由により高校進学をあきらめることのないよう、高校生に対し、返済不要の給付型奨学金を給付します。

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

(2) 生活の支援

すべての子どもたちが健やかに成長できるように、妊娠期から子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、安定した生活を送れるよう、子ども及び保護者への生活相談、必要な生活支援を実施します。また、社会的に孤立することのないよう、地域社会との交流機会の充実を図ります。

No.	取り組み
25	義務教育終了後の就学就労支援事業
	義務教育終了後、目標を見失ったり、生活が思うようになかったりする状況のなかで、困ったり悩んだりしている子ども・若者に対して、さまざまな支援を行うことで、就学や就労の意欲を高め、社会的自立につなげ、夢や希望をもって生活できるように支援します。
29	若年者就職バックアップ事業
	新規学卒者、学卒未就業者及びフリーターの就職をサポートするため、セミナーや合同企業説明会を開催します。
31	子ども食堂支援事業
	さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に、食事等を提供する「子ども食堂事業」の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
59	児童館・児童センター
	児童館・児童センターにおける子育て相談など各種の子育て支援の取り組みにおいて、子どもに福祉的な課題があり援助が必要である場合は、関係機関等との連携により適切な支援を行います。
61	放課後居場所づくり事業
	特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に、安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。
75	養育支援訪問事業の充実
	育児ストレス・産後うつ病・育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育の支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験等による育児・家事援助又は保健師等による指導・助言等を訪問により実施します。
93	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等の実施
	生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問を行い、育児指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供につなげます。
94	母子健康包括支援センター
	妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供します。

No.	取り組み
	産後ケア事業
110	出産後、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関で宿泊や日帰りにより、母子の心身のケアや育児サポート等を実施します。
	子ども家庭総合支援拠点事業
113	心理担当専門職員を配置し、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握に努め、情報の提供や家庭その他の相談に応じ、調査・指導を行うなど、総合的・継続的な支援を行います。
	市営住宅への優先的な入居
167	市営住宅の入居資格要件に該当する方のうち、特に子育て世帯、大家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
168	「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。
	職業相談
181	就労に関する相談について、ハローワークから提供された求人情報を用いてアドバイスを行います。相談者が求人への応募を希望する場合は、ハローワークを紹介します。
	児童養護施設退所者に関する支援
182	児童養護施設退所後、子どもや保護者への総合的かつ継続的な支援を必要とするケースも多く、支援機関の一つとして適切な関係機関と連携し、相談・支援を行います。

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

(3) 保護者への就労の支援

ひとり親家庭の保護者や生活困窮者に対する就労を支援するとともに、より安定した就労機会の確保のための支援を行います。

No.	取り組み
29	人材確保サポート奨励金事業
	事業主が市内在住の就職が困難な人を国のトライアル雇用事業に基づき雇用した後、常用雇用に移行し、引き続き3か月以上常用雇用した場合、その事業主に奨励金を交付します。
79	低年齢児（0～2歳児）保育の充実
	女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の保育の受け皿の確保に努めます。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等により保育の拡充を図ります。
81	特別保育事業の実施
	保護者の就労・就学や育児の精神的や肉体的な負担を解消するとともに仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。
100	就業支援専門員の配置
	ひとり親家庭の保護者等の就労相談、家計相談等の相談を行います。
101	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の充実
	ひとり親家庭の保護者等に対し、就業相談や講習等を実施し、安定した就労支援を行います。
102	高等技能訓練促進費等給付金
	ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する際に経済的な支援を行います。
102	自立支援教育訓練給付金の支給
	ひとり親家庭の保護者が就業に必要な対象講座を受講した際の受講料の一部を助成します。
181	職業相談（再掲）
	P 99（取り組み No.181（2）生活の支援）を参照

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

(4) 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援施策を活用し、子育てに関わる経済負担の軽減を図ります。

No.	取り組み
34	保育所（園）等の保育料の無償化、軽減
	子育て家庭の経済的負担を軽減するために、保育料の無償化を実施するとともに、引き続き必要な軽減措置を行います。
97	福祉医療費助成（子ども）事業の実施
	義務教育修了までの子どもが医療機関で診療を受けた際に、保険診療の窓口負担を助成します。
161	入院助産の支援
	経済的理由により入院助産を受けることが出来ず、他からの援助も期待できないときに助産制度を実施し支援を行います。
163	母子父子寡婦福祉資金貸付
	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。
164	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業の実施
	ひとり親家庭等の母子・父子等が医療機関で診療を受けた際に、保険診療の窓口負担を助成します。
165	児童扶養手当の支給
	ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するため児童扶養手当を支給します。
166	多子世帯の保育料の軽減
	多子世帯を経済的に支援するため、市民税所得割合算額が97,000円未満である世帯において、18歳までの子どもが3人以上いる場合、3番目以降の子どもの保育料を無料とし、副食費の負担をなくします。
183	養育費の確保の推進
	養育費の確保及び面会交流の円滑な実施を図るため、養育費・面会交流の支援パンフレットを配布するとともに、面会交流に係る日程調整などの支援を行います。

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

(5) 相談支援体制の充実

子どもや家族が必要なときに助けを求めたり、相談できる場所や窓口を明確化するとともに、子どもにとって身近な場所やツールで相談できるなど、相談しやすい体制づくりを行います。

No.	取り組み
71	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”
	0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談に対応します。
94	母子健康包括支援センター
	P98（取り組み No.94（2）生活の支援）を参照
100	母子・父子自立支援員の配置
	ひとり親家庭の相談、家計相談等の相談を行います。
113	子ども家庭総合支援拠点事業
	P99（取り組み No.113（2）生活の支援）を参照

※第3章次世代育成支援対策と関連する取り組みは共通 No.としている。

(6) 支援ネットワーク体制づくり

成長段階に応じた切れ目のない支援や必要な支援につなげていくために、関係機関等と必要な情報を共有し、連携します。

また、地域に広く理解や協力を求めるために子どもの貧困に関する周知・啓発を実施するほか、研修等を通じ支援に関わる人材の育成を実施します。

No.	取り組み
184	“エールぎふ”ネットワーク会議
	困難を抱える子ども・若者への途切れのない支援ができるように、ハローワークや生活・就労サポートセンターなどとの“エールぎふ”ネットワーク会議を開催し、共に連携・協働して、より効果的な支援につなげます。
185	共働による市民ネットワークづくり
	「ぎふ学習支援ネットワーク」の各教室の代表が中心となり月1回学習支援会議を開き各教室での問題点、支援成功例等の報告を通じ情報共有を図ります。
186	幼児教育・保育施設と小学校の連携
	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、幼小の各機関代表者で構成する「幼小パートナーシップ協議会」を設置し、必要な情報を交換できる体制づくりについて協議します。
187	要保護児童対策地域協議会
	要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦の適切な支援を図るため、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関・団体により構成される要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待ケースの進行管理や、要保護児童等の状況把握・支援計画の検討などを通じ、適切な支援を行います。

(7) 調査研究

本市における子どもの貧困に関する実態を把握するため、子どもの貧困に関する指標の調査研究を行います。

No.	取り組み
	子どもの貧困に関する実態調査
188	子どもの貧困に関する現状と課題を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、ひとり親家庭等に対する生活実態調査を実施します。